甲第28号証

令和3年6月8日

持続化給付金訴訟　意見書

東京都立大学教授　木村草太

第1　はじめに

本件訴訟において、被告国の答弁書（以下、答弁書）は原告の職業を「本質的に不健全な営業であって、社会一般の道徳観念にも反する」と貶めた。職業とは、個人がそれを通じて人格的価値を実現し、社会に貢献する行為だ。他者の職業を貶めることは、すなわち他者の人格の尊厳を傷つけ、貶める行為である。

国の訟務担当者による答弁書の執筆も、職業活動の一つだ。本件で問題となる持続化給付金等の規程は、国の訟務担当者を「本質的に不健全」で「道徳観念にも反する」他者の職業を貶める立場へと追い込んだ。これは、原告の職業を貶めることに止まらず、法と正義に仕えるべき訟務担当者の職業に対する冒涜でもある。

以下、本件訴訟に関する憲法学の観点からの意見を述べることにしたい。

第2　持続化給付金等の区別と平等権

1　持続化給付金等における区別

本件では、持続化給付金給付事業及び家賃支援給付金給付事業（以下、本件両給付金給付事業）において、風営法所定の性風俗関連特殊営業を行う事業者を対象外とする措置の合憲性が問題となっている。

本件両給付金給付事業は、申請者からの申請で成立し、事務局の審査を経て中小企業庁長官が給付額を決定する申請者と国との贈与契約により実現される。両事業の申請や審査は「持続化給付金給付規程（中小企業等向け）」及び「家賃支援給付金給付規程（中小企業等向け）」に基づき行われる。これらの規程では、性風俗関連特殊営業は対象から除外されている（原告申請当時の持続化給付金給付規程8条1項3号、家賃支援給付金給付規程9条1項3号）。これらの規程では、他に①過去に給付を受けた者、②公共法人、③政治団体、④宗教団体、⑤給付金の趣旨・目的に照らし適当でないと判断された者が対象から除外されている。

本件事業の規程では、業種として対象外とされているのは性風俗関連特殊営業のみだ。この規程により、本件両給付金給付事業において、それ以外の事業者は給付金の給付を受けることができる一方、性風俗関連特殊営業の事業者は給付金の給付を受けられない区別が生

じている。以下、この区別を本件区別と呼ぶ。

2　平等権とその適合性の判断基準

憲法14条1項は、法の下の平等を定め、平等権を保障している。平等権とは、法令が不合理な区別を設けている場合に、その是正を請求する権利である。この点は、最高裁判例も何度も確認をしており、例えば、最新の最高裁判例たる最大判平成27年12月16日民集69巻8号2586頁（選択的夫婦別姓訴訟上告審判決）や最大判平成27年12月16日民集69巻8号2427頁（再婚禁止期間違憲訴訟上告審判決）は、「憲法14条1項は，法の下の平等を定めており，この規定が，事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものでない限り，法的な差別的取扱いを禁止する趣旨のものであると解すべきことは，当裁判所の判例とするところである」と述べ、憲法14条1項が不合理な区別を禁止しており、国民は合理的根拠のない区別の是正を請求できるとしている。

平等権侵害と評価される要件は、法令が区別を設けていること、およびその区別が不合理であることとされる。また、後者の区別の合理性は、①区別の目的の正当であるか否か、また、②区別がその目的と合理的に関連しているか否か、という二つの観点から審査される。

本件においては、本件両給付金給付事業において本件区別が生じていることは自明であり、この点について、原告・被告との間に認識の違いはない。また、区別の合理性の判断は、上で論じたように、一般に、①区別の目的（又は理由）自体の正当性と、②目的と区別の合理的関連性（目的達成にその区別が役に立っているか否か）という観点から検討される。この枠組み自体に、原告と被告との間に齟齬はないと思われる（答弁書19頁参照）。

そこで以下、本件区別の合理性について検討することにしたい。

第3　裁量論の無意味

まず、被告国は、本件で問題となる給付金のような給付行政のあり方は「行政庁の合理的な裁量判断に委ねられている」と主張している（答弁書19頁）。区別の合理性の判断にあたり、この記述はさほど意味があるものではない点には注意しておく必要がある。

「裁量」とは、国家機関に与えられた合憲・合法な選択肢の幅のことを言う。立法にしても、行政にしても、合憲・合法な選択肢の幅が生じることがある。例えば、経済産業省設置法を立法するときに、前文を置くか、いきなり1条から始めるかは、どちらを選んでも違憲立法とは言い難い。こうしたとき、「前文を置くか否かについて、立法裁量がある」と言う。行政についても、同じように選択肢の幅がある。例えば、今回の給付金の金額は中小法人において「200万円を超えない額」とされる（持続化給付金給付規程5条）。この金額を「250万円を超えない額」としても、あるいは「180万円を超えない額」としても、一定の根拠さえあれば違憲・違法とは言い難いだろう。この場合、給付額の上限には「少なくとも250～180万円の範囲で」裁量が認められると言える。

他方、憲法上、給付行政においても人種差別や性差別は許されておらず（憲法14条1項

後段参照)、給付金規程に特定の人種や性別の経営者を排除する条項があれば、それが違憲の評価を受けるのは明白だ。行政法学の行政裁量統制の考え方からしても、「他事考慮」として違法の評価を受けると思われる。そういう意味で、持続化給付金において、人種や性別を要件とする裁量はない。

つまり、裁量の幅とは、合憲・合法の幅を認定した結果として認定できるもので、議論を始める前提としてそれが広いと主張することにはほぼ意味がない。

第4　本件区別の合理性

では、今回問題となっている区別は合理的だと言えるか。被告国は、本件区別の理由について、次のように述べる。

> 本件両除外規定により、給付金の給付対象外とされた性風俗関連特殊営業は、……その性格上、性を売り物とする本質的に不健全な営業であって、社会一般の道徳観念にも反するものとされており、そのことは国会答弁や裁判例においても繰り返し示されてきたとおりである。このような性風俗関連特殊営業に対し、国庫からの支出により、事業の継続ないし再起を目的とした給付金を支給することは、国民の理解を得ることが困難である。
>
> (答弁書 22-23 頁)

一般に、平等権との関係で区別の合理性を説明する場合には、「①この区別の目的はこうであり正当である」→「②また、この区別は目的達成に役立っている」と二段階の丁寧な説明をすることが求められる。他方、今見た被告国の説明は、本件区別の目的が何なのかを明確に画定しておらず、曖昧さが残る。そもそも、こうした記述は是正されるべきだ。

その上で、上記記述を整理すると、被告国は次のように主張しているように読める。まず、①本件区別の目的は「国民の理解を得る」ことだ。そして、②A：性風俗関連特殊営業は「本質的に不健全な営業」で「社会一般の道徳観念にも反する」という要素があり、これを考慮すると、②B:「国民の理解を得る」目的の達成のために、性風俗関連特殊営業に給付金を出さないことが役に立つ。よって、本件区別は合理的だ、というのが被告国の主張だ。

1　「国民の理解を得る」目的の正当性

しかし、まず問題となるのが、そもそも①「国民の理解を得る」ことが、正当な目的と言えるかどうかだ。以下、三つの問題点を指摘したい。

(1) 性風俗関連特殊営業の法益侵害性の不在

第一に、この説明から、被告国は本件区別の目的を、何らかの法益侵害を防止することだとは考えていないことが明らかになる。性風俗関連特殊営業が、個人の性的自由を侵害したり、公共の危険を発生させたりするなら、被告国はそれらの法益侵害の防止を区別の目的と掲げただろう。しかし、それはできなかった。本件区別の対象となった合法的に営まれる性

風俗関連特殊営業は禁止や刑罰の対象となっているものではなく、それ自体に法益侵害性はない。このため、被告国もさすがに法益侵害の防止を目的と掲げられなかったのだと思われる。

合法的な性風俗関連特殊営業自体に、規制を正当化するだけの法益侵害性がないという認識は妥当だ。しかし、法益の実現や法益侵害を防ぐ目的を説明できないなら、本件区別は、法的保護に値する利益を実現するためのものとは言い難い。

「国民の理解を得る」という目的の書き方は、性風俗関連特殊営業に給付を行うことでいかなる法益が害されるのかを説明できないために、敢えて漠然とした言い方をしたもので、そのような目的の説明の仕方をすることが正当な目的の不在を意味している。とすれば、被告国は本件区別の目的を掲げることすら成功しておらず、本件区別は、そもそも正当な目的がない、あるいは目的が空虚という点で不合理である。

（2）本来的目的たる経済対策の意義

第二に、仮に、国が本件給付金給付事業について「国民の理解」を得ることが本件区別の目的だと主張したいのだとしたら、その主張は見た目ほど説得的でない点に注意が必要である。

まず、「国民の理解」とは、多くの国民が今回の事業について感情的に納得できることだと定義できよう。国家の事業は、公共性・経済的合理性の観点あるいは経済学や医学などの学問的見地から見て正しいものである必要があるが、多くの国民の感情的納得を得た上で進めることに越したことはない。本件の給付金給付事業も同様で、事業全体について国民の感情的納得を得ようとすること自体は否定すべきではない。

では、本件事業に関する「国民の理解」は、どのようにして得るべきものか。

そもそも、本件の給付金給付事業は「経済対策として」「事業者の継続ないし再起を下支えすること」を趣旨とする制度だ（答弁書22頁）。ここでの「経済対策」とは、個々の事業というより、日本経済全体を支えることを意味する。

日本経済は、膨大な数の事業者と消費者それぞれが様々な形で関係し合い、巨大な網の目のような形で出来上がっている。ある人が利用しない事業でも、他の人にとってはかけがえのない商品やサービスを提供してくれる事業であり、また、事業者同士は分担しあって消費者の様々な需要に応えられる豊かな経済体制を形作っている。個々の事業は、同時に消費者の所得源であり、得た所得が他の事業を支える。本件の給付金給付事業も、消費者に豊かな選択肢をもたらす日本経済全体を支える「経済対策」を主要な目的とするものと理解すべきだ。そうすると、本件両給付金給付事業への「国民の理解」は、膨大な数の事業を網羅的に対象とすることによって得られるものだろう。

他方、国民の誰もが必要とする公共的業務を行う国や自治体と異なり、私企業の営業は単体で見れば、どの業種でも、その顧客にしか直接的な利益をもたらさない。例えば、映画を観ない人にとって映画館の営業はあってもなくても生活に変わりはない。居酒屋でも、フィットネスクラブでも、利用者にしか利益がない点は同じだ。また、私たちは、近隣のスーパ

ーマーケットは利用しても、遠く離れた都道府県のスーパーマーケットはほとんど利用しない。そうすると、業種単位や事業者単体で見た場合、その事業の継続を支えることに国民一般の広い感情的納得が成立することはほぼない。

ここで、〈その事業者への給付に多数の国民の感情的納得がないこと〉を理由に、行政が特定の業種・立地等の事業者を排除することを認めれば、どのような事業者でも、〈その顧客は国民全体から見れば少数だから「国民の理解」を得られない〉という理由で、恣意的に排除できてしまうことになる。これはあまりに不公平な帰結である上に、日本経済全体を支える目的の達成をも阻害するだろう。

だとすれば、本件両給付金給付事業への「国民の理解」は、合法的な事業者を網羅的に対象にすることで獲得できる性質のものだ。そうすると、合法的に営まれる事業者の一部を排除する本件区別は、「経済対策」目的達成のために役立つとは言えない。だとすれば、本件区別を「国民の理解」獲得目的との関連性があるとして正当化することはできない。

（3）不適切なチャタレイ判決の引用

第三に、国はこの点に関連してわいせつ物頒布罪に関するチャタレイ事件判決（最大判昭和32年3月13日刑集11巻3号997頁）を引用し、「性に関する社会一般の道徳観念を考慮した国家の意思決定」は正当なものと主張する。

この判例で、本件の措置を正当化できるだろうか。チャタレイ事件判決は、わいせつ文書の頒布を規制する根拠について次のように述べる。

要するに人間に関する限り、性行為の非公然性は、人間性に由来するところの羞恥感情の当然の発露である。かような羞恥感情は尊重されなければならず、従つてこれを偽善として排斥することは人間性に反する。なお羞恥感情の存在が理性と相俟つて制御の困難な人間の性生活を放恣に陥らないように制限し、どのような未開社会においても存在するところの、性に関する道徳と秩序の維持に貢献しているのである。

ところが猥褻文書は性欲を興奮、刺戟し、人間をしてその動物的存在の面を明瞭に意識させるから、羞恥の感情をいだかしめる。そしてそれは人間の性に関する良心を麻痺させ、理性による制限を度外視し、奔放、無制限に振舞い、性道徳、性秩序を無視することを誘発する危険を包蔵している。もちろん法はすべての道徳や善良の風俗を維持する任務を負わされているものではない。かような任務は教育や宗教の分野に属し、法は単に社会秩序の維持に関し重要な意義をもつ道徳すなわち「最少限度の道徳」だけを自己の中に取り入れ、それが実現を企図するのである。

この論証によって、「性に関する社会一般の道徳観念を考慮した国家の意思決定」一般を正当化するのは雑すぎる。

まず、チャタレイ事件判決で問題となった刑法175条は、わいせつ物頒布と公然陳列を罰する規定だ。公然陳列を含んで規定していることからも分かるように、この規定の主題は「性行為の非公然性」であり、同判決もそれを強調する。

判決は引用箇所で、わいせつ物が、公衆がアクセスできる店舗で頒布されたり、公然と陳

列されたりすると、性行為の非公然性が失われ、プライバシーが強度に尊重されるという性に関する価値観を揺るがすと説明している（わいせつ物頒布罪については厳密なゾーニングを施した上での発売・頒布であれば性行為の非公然性を害さず、刑法 175 条の処罰範囲は過剰だとの批判もあるが、それは本件と関係しないので措いておく）。合法的に営まれる性風俗関連特殊営業は、不特定多数の者にわいせつ物を公然と陳列したり、頒布したりする営業ではなく、性的プライバシーの開示を許可し合った者同士で行われる行為だ。とすれば、チャタレイ事件判決やわいせつ物頒布罪に関する議論の射程を直接及ぼすのは困難である。

むしろ、刑法は、性風俗関連特殊営業をわいせつ物頒布などと並べて処罰する選択をしておらず、その営業について刑罰を用いて禁圧すべき理由がないことを前提にしている。とすれば、チャタレイ事件判決の論証を本件区別の正当化に用いる被告国の論証は、判例の射程の理解として誤りだ。

2　「不健全・不道徳」評価の不当さ

しかし、被告国は、以上のような主張に対し、「国民の理解」というより、〈この機に不健全な営業を廃業させること〉、〈性風俗関連特殊営業の不道徳性を社会に示すこと〉が本件区別の目的なのだ、と主張を先鋭化して反論する可能性がある。

そこで、次に問題になるのが、②A の性風俗関連特殊営業は「本質的に不健全な営業であって、社会一般の道徳観念にも反する」という評価を考慮することの是非である。

（1）差別感情への迎合の不当さ（憲法 14 条 1 項後段）

先に述べたように、被告国は、性風俗関連特殊営業に窃盗や強制わいせつのような法益侵害性があるとは主張していない。性風俗関連特殊営業に伴い強要や性的搾取が行われることはあり得るが、それは強要や性的搾取それ自体を問題とすべきであり、それらを伴わない営業を規制する理由にはならない。飲食店でもメディア産業でも、どの産業にも犯罪が伴う可能性はあり、犯罪が伴うことがあるという理由で排除していては、対象事業が残らない。

では、被告国の主張する「法益侵害性なき不健全性・不道徳性」とは何か。

人々の中にある特定業種に対する嫌悪感や蔑視感情といった感情が向けられているという性質だろう。しかし、特定の職業に対する嫌悪感や蔑視感情は法的保護に値する利益とは言い難い。それらは、要するに「差別感情」と呼ばれるものだ。それに迎合することを目的とした措置が許されるなら、政府機関が記者会見や政府広報等の政府言論でヘイトスピーチを行ったり、差別感情で特定の者を給付行政から排除したりすることが許されてしまう。国民の中に、特定業種を差別する者がいるという性質は、国家が国民に対する措置を行う場合に考慮してよい性質とは言い難い。

また、国家が特定の職業の者に対する差別を助長する行為を行えば、それに煽られその職業の者に差別感情を持ち、攻撃や犯罪を行う者が出てくる危険も見逃せない。裁判所が、性風俗関連特殊営業は「不健全・不道徳」だとする国の主張を認めれば、その事業を営む者や、そこで働く者、その子どもたちへの差別的行為が誘発される危険がある。例えば、国の主張を前提とすれば、学校で性風俗関連特殊営業の関係者の子どもが「お前の親は不健全だ」と

罵倒されても、それは国の認めた正しい評価であり、いじめではないと認定せざるを得なくなるのだ。それが許されてよいはずがない。

そして、憲法14条1項は「差別されない権利」を保障している（拙著『平等なき平等条項論』東京大学出版会参照）。国家が差別感情に迎合することは、そもそもこの規定に違反する不合理な態度であり許されない。また、国家が差別を助長することも許されない。被告国の性風俗関連特殊営業を「不健全・不道徳」なものとする一部国民の評価を給付金事業で考慮することは差別されない権利の侵害だ。

（2）職業と個人の尊重（憲法13条）

また、「不健全性・不道徳性」という理由で、個人の職業を貶めることは「個人の尊重」（憲法13条前段）の理念に反する。職業とは何か。最大判昭和50年4月30日民集29巻4号572頁は言う。

職業は、人が自己の生計を維持するためにする継続的活動であるとともに、分業社会においては、これを通じて社会の存続と発展に寄与する社会的機能分担の活動たる性質を有し、各人が自己のもつ個性を全うすべき場として、個人の人格的価値とも不可分の関連を有するものである。

ここで判例が言っているのは、職業はお金を稼ぐ手段に止まらず、それを通じ個性を発揮し、人格的価値を実現する活動だという点だ。人の職業を貶めるということは、その人の人格を貶めるということでもある。

もちろん、「どろぼう」や「殺し屋」のような「職業」は認めるわけにはゆかない。しかし、それはそれらの職業の不健全性・不道徳性ではなく、他者の財産や生命を侵害する法益侵害性に着目した規制だ。被告国は、本件区別の対象とされる性風俗関連特殊営業に法益侵害性があると述べているわけではないのだから、上記のような「職業」とは性質が異なるものと理解していると言える。

だとすれば性風俗関連特殊営業に「不健全性・不道徳性」があるとする評価を行政上の措置の考慮要素とするのは、個人の尊重の理念に反するものとして、憲法13条前段違反と評価すべきだ。

（3）自由かつ成熟した判断に基づく同意の確保

無論、性風俗関連特殊営業には、特別に配慮すべき事項があるのは確かである。その営業は、顧客に対する性的プライバシーの開示や、極めてセンシティブな自由権である性的自由に関する判断を伴う。従業員の営業を行う意思は、自由かつ成熟した判断に基づく真意のものでなければならない。このため、そのような同意が得られない可能性のある環境で、労働契約や業務の合意を行うことは適切でない。法律は、性風俗関連特殊営業において、強要や不適切な同意に基づく営業が行われないよう繊細な保護を行う必要がある。

これまで、性性風俗関連特殊営業に対する「不健全性・不道徳性」などと呼ばれてきたものは、そうした繊細な保護を伴わない営業によるプライバシー権・性的自由への侵襲性を指

すと理解すべきだ。だとすれば、自由かつ成熟した判断に基づく真意に基づく契約に立脚する性風俗関連特殊営業であれば、必ずしも不健全・不道徳などと烙印を押す必要はない。

この点、被告国は、性風俗関連特殊営業が職業安定法63条2項の「公衆道徳上有害な業務」に該当するとした裁判例（神戸地判平成14年7月16日裁判所ウェブサイト掲載）を引用し、同営業の「不健全性・不道徳性」評価の根拠とする。

しかし、法律の意味はその趣旨を踏まえて理解されねばならない。職業安定法は「各人にその有する能力に適合する職業に就く機会を与え、及び産業に必要な労働力を充足し、もつて職業の安定を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的と」した法律であり（1条）、不健全・不道徳な職業を規制するための法律ではない。むしろ、同法2条は、「何人も、公共の福祉に反しない限り、職業を自由に選択することができる」として、各人の職業選択を最大限支援することを基本原理と定めている。

職業安定法63条2号も、こうした原理を前提に理解すべきであり、国家が不健全・不道徳とみなした職業の抑圧のためのものと位置付けてはならない。そもそも、同号は、センシティブな同意が必要な場面で、自由かつ成熟した判断に基づく真意の職業選択を確保するために、事業者側からの強い働きかけを禁じる内容になっている。

大阪高判平成3年5月9日高刑集44巻2号113頁は、職業安定法63条2号の「公衆道徳上有害な業務」について「契約の締結行為自体を処罰の対象としていない」こと、および「右の有害な業務に就くことを内容とする契約も同条の労働契約から除外すべき理由がないこと」を強調した上で、求人広告を見て応募してきた者に対し、面接で仕事内容を知っているか確認したり、業務内容を説明したりすることは、「雇用」ないし「労働契約の締結」に通常伴う行為であり、同号の処罰対象には当たらないとしている。同判決によれば、処罰対象の同号の処罰対象は事業者からの「被用者となるように勧め、あるいは誘うなどの働きかけ」などの積極的行為だ。

従業員側の自由かつ成熟した判断を確保するためには、事業者側からの甘言や圧力、誇大説明などのない環境が必要だ。同判決は、営業自体が適法であることを前提に、職業安定法63条2号を、事業者側からの働きかけのない環境で従業員となろうとする者が自由に意思決定をできる環境を整えようとした条項と位置付けたものだ。

このように職業安定法63条2号は、あくまで従業員の自由意思の確保のためのものだ。同号の「公衆道徳上有害」という文言も、営業に対する不健全・不道徳というスティグマの付与のためのものではなく、自由かつ成熟した判断に基づく真意の確保のために注力しなければならないことを示したものにすぎない。とすれば、被告国が、同号やそれに関する裁判例を持ち出し、合法的に営まれる性風俗関連特殊営業が「不健全・不道徳」だと評価するのは正しくない。

（4）なぜ「不健全・不道徳」な事業から租税を徴収するのか？

最後に、被告国の「不健全性・不道徳性」に関するふるまいには一貫しない点がある。性風俗関連特殊営業から得られる所得や収益も、所得税や法人税の対象となる。性風俗関連特

殊営業が不健全・不道徳なら、なぜそうした営業を行う事業者から租税を徴収するのか。

国家が成立するための租税負担は、個人や企業の国家に貢献するための重要な義務だ。租税は、ただ嫌でも払わなくてはならない金銭ではない。国家は、租税徴収によって得た歳入を用いて公共の福祉を実現する財政活動を行う。租税納付者は、それによって公共の福祉の実現に協力する。納税は誇り高き行為であり、納税資格は営業で利益を得る者の尊厳と誇りでもある。

営業に「不健全性・不道徳性」があるなら、納税を通じた公共への貢献を認めるべきではない。不健全・不道徳な歳入で国家が活動することに、「国民の理解」を得られるはずがない。しかし、被告国は、性風俗関連特殊営業の事業者にも租税を納付する義務と資格を認めている。要するに、被告国は性風俗関連特殊営業にも租税納付義務を課すだけの健全性・道徳性があることを認めている。

租税の場面では「不健全性・不道徳性」を持ち出さずに租税を通じた公共の福祉への協力を義務付けつつ、持続化給付金や家賃支援給付金の場面でそれを持ち出すのは、一貫性を欠いた不当な考慮である。

（5）小括

以上を小括すると次のようになる。性風俗関連特殊営業は「不健全・不道徳」な職業だと評価し、それを給付金事業の考慮要素とすることは、（1）差別感情に迎合するもので差別されない権利（憲法14条1項）を侵害する上に、（2）個人の尊重（憲法13条）の原理にも反する。また、（3）被告国が答弁書において引用する職業安定法63条2号は、センシティブな同意が必要な場面で自由かつ成熟した判断に基づく同意を確保するためのもので、営業の不健全性・不道徳性といったスティグマの根拠になるようなものではない。

このため、「不健全・不道徳」評価を、本件両給付金給付事業において考慮することは違憲であり、考慮すべきない事項を考慮した他事考慮として違法にもなる。実際、（4）被告国は、性風俗関連特殊営業にも課税資格を認めており、租税徴収の場面では、それらの営業の「不健全・不道徳」評価を考慮要素としているわけではない。

第5　おわりに

以上をまとめると次のようになる。

まず、本件区別は、そもそも目的が正当でない（第4・1）。さらに、性風俗関連特殊営業の不健全性・不道徳性という評価を考慮要素とすることも憲法に反し、違法な他事考慮となる（第4・2）。それを考慮しないとき、事業の目的を達成するために、同営業を本件両給付金給付事業から排除する理由は全くない。それゆえ、仮に目的を正当なものとするとしても、本件区別は目的達成に合理的に関連しているとは言い難い。

とすれば、本件区別は、目的の不当さないし区別と目的が合理的に関連していないことから、憲法14条1項に違反すると評価せざるを得ない。本件訴訟も、それを前提に裁断され

るべきだ。

被告国は、可及的速やかに国の訟務担当者を他者の職業を貶める不健全・不道徳な立場から解放すべきである。

以上